一、班總會　二、班委員會

第二節　府縣支部聯合會

第二十五條　各府縣に於て二個以上の支部ある場合は支部聯合會を組織するものとす

第二十六條　支部聯合會に左の機關を設くるものとす

一、大會　二、執行委員會　三、常任執行委員會　四、部門

第二十七條　支部聯合會の大會代議員は支部より選出するものとし其の選出比率は別表の定むる所に依る

第二十八條　支部聯合會の規約は中央執行委員會の承認を得ることを要す

第三節　地方協議會

第二十九條　地域其の他特殊事情に依り緊密の關係ある地方に存在する府縣支部聯合會（聯合會なき府縣に於ては支部）は地方協議會を組織するものとす